

○青梅市ジェンダー平等推進計画懇談会設置要綱

平成23年11月 1 日実施

改正

令和5年4月1日実施

青梅市ジェンダー平等推進計画懇談会設置要綱

1 設置

青梅市ジェンダー平等推進計画（以下「計画」という。）の策定および推進に関し必要な事項について、市民等の意見を反映させるため、青梅市ジェンダー平等推進計画懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

2 所掌事項

懇談会は、次に掲げる事項について、必要な意見交換等を行う。

- （1） 計画の策定に関すること。
- （2） 計画の進行管理に関すること。
- （3） その他懇談会の設置目的を達成するために必要な事項に関すること。

3 組織

懇談会は、次に掲げる者につき、青梅市長（以下「市長」という。）が委嘱する委員5人以内をもって組織する。

- （1） 学識経験者 1人
- （2） 民間団体の代表者 2人
- （3） 公募委員 2人以内

4 会長および副会長

- （1） 懇談会に会長および副会長を置く。
- （2） 会長および副会長は、委員が互選する。
- （3） 会長は、懇談会を代表し、会務を総理する。
- （4） 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 会議

懇談会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

6 意見の聴取等

会長は、懇談会の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めて意見を聴き、または資料の提出を求めることができる。

7 報告

会長は、市長に懇談会の検討経過および検討結果を報告する。

8 任期

委員の任期は、原則2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

9 庶務

懇談会の庶務は、ジェンダー平等推進担当課において処理する。

10 その他

この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、懇談会が定める。

11 実施期日等

- (1) この要綱は、平成23年11月1日から実施する。
- (2) この要綱は、令和5年年4月1日から実施する。